

新型インフルエンザ等対応 業務継続計画

平成30年3月28日
千葉地方・家庭裁判所

目 次

第 1 基本的な考え方	
1 目的	1
2 実施体制	1
(1) 平常時の体制	1
(2) 発生時の体制	1
第 2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定	1
第 3 発生時の業務体制等	
1 業務継続の基本的方針	1
2 業務の分類	2
(1) 発生時継続業務	2
(2) 発生時継続業務以外の業務	2
3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保	2
(1) 指揮・命令系統の確保	2
(2) 人員計画等の作成	2
(3) 業務の集約	2
(4) 特定接種体制の構築	3
4 業務継続計画の発動・運用	3
(1) 海外発生期	3
(2) 国内発生早期	3
(3) 国内感染期	3
(4) 小康期	3
第 4 業務継続のための執務環境の確保	
1 物資・サービスの確保	4
2 事業者への要請	4
3 売店の営業	4
第 5 感染対策の徹底	4
第 6 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関との調整	4
2 教育	4
3 改善	4

第1 基本的な考え方

1 目的

本計画は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）発生時において、想定される被害状況等に応じて、千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講ずるために策定するものである。

2 実施体制

(1) 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、事務局等において、関係機関とも連携を図り、情報収集に努める。

(2) 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合には、千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所としてその対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、地裁所長を本部長とする対策本部（別紙1）を設置する。

第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

本計画は、新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模が政府のガイドラインにおいて想定されている以下の被害状況等と同様であることを前提として策定するものである。

- ・ 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は、1週間から10日間程度り患して欠勤するが、その大部分は、一定期間の欠勤期間後に治癒し、免疫を得て職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に職員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度であると考えられるが、職員自身がり患する場合のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のために出勤が困難となる場合、不安により出勤しない場合があることを見込み、職員の最大40%程度が欠勤する。

第3 発生時の業務体制等

1 業務継続の基本の方針

千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命・健康を保護するために、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般

「継続業務」といい、強化・拡充業務と併せて「発生時継続業務」という。)を継続することとし、その他の業務(以下「発生時継続業務以外の業務」という。)は縮小又は中断する。

2 業務の分類

(1) 発生時継続業務

ア 強化・拡充業務

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務
- ・ 感染防止対策業務(庁舎管理等)
- ・ 人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
- ・ 業務の状況の国民に対する周知、利用者等からの問い合わせへの対応等

イ 一般継続業務

緊急性が特に高い業務(別紙2記載のとおり)

(2) 発生時継続業務以外の業務(縮小又は中断業務)

緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先すべき業務の順位を別紙2のとおり定め、確保できる人員の数に応じ、優先順位の低いものから縮小又は中断する。

3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保

(1) 指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定機能を維持するため、各部署において以下の事項を検討する。

- ・ 権限者のり患に備えて、代行者等を指名する。
- ・ 権限者と代行者等が同時にり患しないよう、可能な限り、同時同場所の勤務を避ける。

(2) 人員計画等の作成

人事事務担当者は、職員の新型インフルエンザ等のり患状況の把握に努め、隨時対策本部長に報告する。

対策本部は、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を確保するための人員計画を策定する。

人員計画の策定に当たっては、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を算出した上で、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等による都合で出勤困難となる可能性のある職員や基礎疾患有するため出勤困難となる可能性のある職員等を考慮する。

また、通勤時や勤務時の感染機会を低減するための勤務体制を整える。

(3) 業務の集約

対策本部は、管内支部及び簡易裁判所の人員体制等を考慮し、一般継続業務のうち令状事務等については、関係機関と調整の上、対応可能な本庁又は支部に集約す

ることも検討する。

(4) 特定接種体制の構築

対策本部長は、特措法第28条の規定による特定接種の実施が必要となった場合、別紙3に基づき、速やかにこれを実施する。

4 業務継続計画の発動・運用

政府が新型インフルエンザ等対策本部（特措法第15条第1項。以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、対策本部は、速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は、以下の各発生段階における運用を目安として、当庁管内及び周辺庁の流行状況等に応じて対策本部が決定する。

なお、地域の流行状況は、地家裁総務課長において情報収集を行うものとし、訟廷管理官、事務局課長、支部・簡裁庶務課長は、所属の職員がり患した場合、速やかに地裁人事課長又は家裁総務課長に報告する。

(1) 海外発生期（国内では発生していない段階）

国内での発生に備え、対策本部等を設置して情報収集に努め、業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し、縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関への周知などをする。

(2) 国内発生早期（全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）

政府対策本部が国内発生早期に入ったことを宣言した場合には、当庁管内の実情等も踏まえて、発生時継続業務以外の業務のうち、優先順位の低い業務を縮小又は中断することや、欠勤者多数となった部署への応援体制も検討する。また、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等も踏まえて、早期に発生時継続業務以外の業務をいったん縮小又は中断し、その後、状況を踏まえて縮小又は中断の見直しを検討する。

なお、当庁管内及び当庁内における感染状況、近隣の行政機関等の対応状況等によっては、(3)の国内感染期における業務体制に移行することを検討する。

(3) 国内感染期（いずれかの都道府県で患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至るまでの時期を含む。）

政府対策本部が国内感染期に入ったことを宣言した場合には、発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し、新型インフルエンザ等発生時の業務体制に移行する。また、政府対策本部が、新型インフルエンザ等緊急事態（特措法第32条第1項）を宣言した場合には、当庁管内の実情も踏まえて、発生時継続業務以外の業務を大幅に縮小又は中断する。

(4) 小康期（患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態）

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合には、当庁管内の感染状況等を踏まえ、通常の業務体制への復帰を柔軟に検討する。また、次の感染拡大に備えて、必要に応じて業務体制の見直し等も検討する。

第4 業務継続のための執務環境の確保

1 物資・サービスの確保

　庁舎管理、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理

　消耗品の供給等の発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な物資・サービスをリストアップとともに、物資については必要に応じて備蓄する。

2 事業者への要請

　上記1の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し、業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には、代替策を検討する。

3 売店の営業

　庁舎内で営業する売店については、当庁管内における新型インフルエンザ等の感染状況、売店の利用状況、周辺の施設の状況等を考慮した上で、営業を継続するか否かを検討する。

第5 感染対策の徹底

　発生時継続業務を適切に実施、継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知徹底するとともに、「新型インフルエンザ感染防止対策のためのガイドライン」（平成21年5月作成）や政府のガイドライン等を参考の上、感染対策を徹底する。

第6 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関との調整

　業務継続計画の実行に際しては、千葉県、千葉市、千葉県警察本部、千葉地方検察庁、千葉県弁護士会、日本司法支援センター千葉地方事務所等関係機関に対して、本計画の概略を説明し、協力を依頼する。

2 教育

　業務継続計画の実効性を高めるため、職員に対し、平常時から本計画の周知に努め、業務継続等の重要性を認識させる。特に、強化・拡充業務に従事する職員に対しては、研修、訓練等を通じて必要な知識等を習得させる。

3 改善

　新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本計画の見直しを行う。

(別紙1)

新型インフルエンザ等対策本部組織表

本部長 地裁所長
副本部長 家裁所長
本部員 民事部所長代行
 刑事部所長代行
 家事部所長代行
 少年部所長代行
 千葉簡裁司掌者
 民事首席書記官
 刑事首席書記官
 首席家裁調査官
 家事首席書記官
 少年首席書記官
 地裁事務局長
 地裁事務局次長
 家裁事務局長
 家裁事務局次長

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名 : _____

発生時継続業務のうち一般継続業務			
	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
発生時継続業務以外の業務			
第1順位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
第2順位		処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
第3順位		処理態勢(人)	
		裁判官	書記官

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名 :

発生時継続業務のうち一般継続業務				
業務内容	処理態勢(人)			
	裁判官	調査官	書記官	事務官

発生時継続業務以外の業務					
順位	業務内容	処理態勢(人)			
		裁判官	調査官	書記官	事務官
第1順位					
第2順位					
第3順位					

(別紙3)

新型インフルエンザワクチンの特定接種対象者の選定等について

(別紙3)



